

## 10月1日から「子ども医療費助成制度」の通院助成が始まります

現在の「子ども医療費助成制度」は、小学校4年生から中学校3年生までの子を対象に、「入院」時の医療費を助成していますが、平成23年10月1日より小学校4年生から小学校6年生までの子を対象に、新たに「通院」時の医療費を助成します。

※小学校3年生までの子は乳幼児等医療費助成制度の対象となります。

### 対象者

養父市内に住所を有する小学校4年生から小学校6年生までの子

※生活保護受給者または重度障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度で助成を受けられる場合は、対象にはなりません。

### 所得要件

対象者の保護者または扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満であること。ただし、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除前の税額とします。

### 助成内容

医療保険による通院医療にかかる自己負担額の3分の1を助成します。

※平成23年10月1日診療分から助成の対象となります。

※予防接種料、診断書料等で保険が適用されないものは、助成対象外となります。

※他の公費負担医療、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができる場合は、助成対象外となります。

### 助成方法

助成対象者には受給者証を交付し、その受給者証を医療機関等（兵庫県内の医療機関等に限る）の窓口で提示することによって助成を受けることができます。

8月下旬に対象者全員に「子ども医療費受給者証交付申請書」を送付しますので、対象者の健康保険証等と一緒に市役所市民課または各地域局に提出してください。提出された申請書等に基づき、所得審査等を行い、助成対象者に9月下旬に受給者証を送付します。

### ◎入院をしたときは…

これまでどおり小学校4年生から中学校3年生までの子を対象（通院助成と同じ所得要件あり）に、医療保険による入院医療にかかる自己負担額の3分の1を助成します。

医療保険の高額療養費等が給付される場合は、高額療養費等を控除した後の自己負担額から3分の1を助成します。

なお、助成対象者に受給者証の交付はありません。一旦、医療機関等に医療保険の自己負担額をお支払いいただき、後日、市役所市民課または各地域局へ申請することによって医療費を助成します。

### <申請に必要なもの>

- ・領収書（原本）等
- ・対象者の健康保険証
- ・振込先口座の分かるもの
- ・印鑑

【お問い合わせ先】市役所市民課国保医療グループ（☎ 662 - 3165）